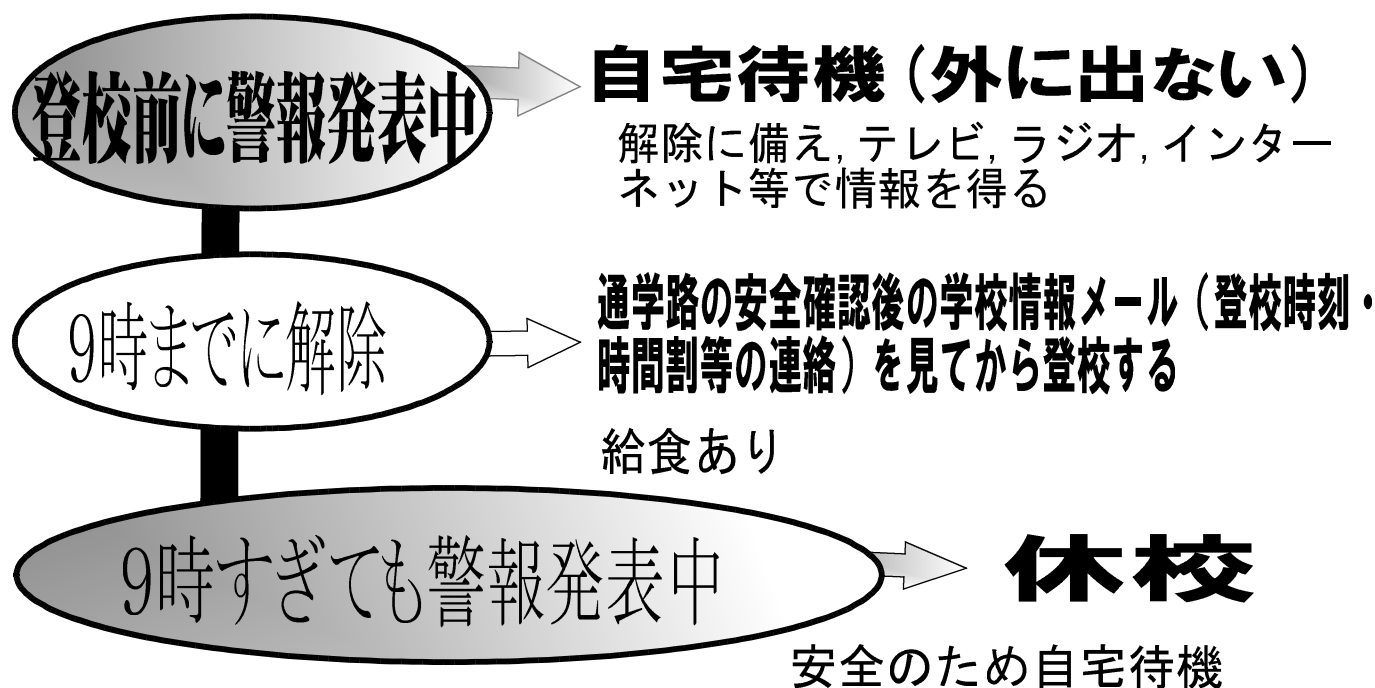


# 非常変災時(警報発表時)の対応について

★『岐阜県下全域』『美濃地方全域』『東濃地方全域』『中津川市』のいずれかに、**暴風・大雨・洪水・大雪等の【警報】**、及び**【特別警報】**が発表された場合、次のようにお願いします。

★**警報が発表されていなくても、児童の安全が心配される場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。その場合は、学校にお電話でお知らせください。**

## 1. 登校前に警報が発表されている場合



※1 道路、橋、土手、家、電柱などの被害によって危険がある時は、解除後でも保護者が自宅待機をさせて、その旨を学校にご連絡ください。

※2 暴風、大雨、洪水、大雪警報が発表されていなくても、局地的に災害の恐れがあると保護者が判断された時は、自宅待機をさせてその旨を学校にご連絡ください。

## 2. 登校後の警報発表及び 警報発表が予想される場合

「**学校待機・保護者への引き渡し**」を原則とします。

■ 警報長期化が予想される場合・・・保護者への**引き渡し**(学童保育は実施しません)

■ 警報が解除された場合・・・通学路及び居住地域の安全を確認の上**帰宅**  
(※自宅への到着確認→学校へ電話連絡)

※1 この場合の対応については、**中学校と協議し「学校情報メール」**により保護者へ連絡します。

## 3. 大規模な災害発生が予想される場合

市全域に大規模な災害の発生が予想される場合は、上記の記載事項に関わらず、市が休業等を決定することがあります。